

伐採及び伐採後の造林届に必要な添付書類

以下、1～4（5、6は該当する方のみ）の書類を、伐採開始90日前～30日前までに1部提出してください。（顛末書の場合は、速やかに提出してください）

1. 届出書：伐採及び伐採後の造林届書（別紙様式）※1
（顛末書の場合は届出書ではなく顛末書）
2. 位置図：1/5,000又は1/2,500程度の伐採箇所の位置がわかる図面。
3. 区域図：1/1,000又は1/750程度の伐採区域が明確にわかる図面。
4. 登記簿謄本：所有者の確認ができる書類。
5. 住民票：登記簿記載の所有者住所が現住所と違う場合。
（登記簿記載の住所と現住所が記載されている住民票が必要）
6. 同意書等：森林所有者が届出者でない場合※2

※1 伐採（開発）に係る面積が1haを超える場合は林地開発行為となり、「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出ではなく、南部林業事務所にて林地開発許可の手続きが必要となります。

（詳細は南部林業事務所にお問い合わせください。TEL：098-941-2583）

※2 森林法第10条の8の規定により伐採及び造林届は「森林所有者等」が提出することとされています。よって、届出者が所有者ではない場合は、届出者が伐採と造林の権原を有することが証明できる書類が必要となります。森林所有者から届出者に対して、伐採の承諾・委任及び造林の委任等がなされていることが確認できる、同意書や承諾書、契約書や委任状などの書類を添付してください（任意様式）。

★主伐及び造林をした場合は、「状況報告書」の提出が必要です。

期限は主伐及び造林が完了した日から30日以内となります。

（様式は南城市HPもしくは県HPからダウンロードください）

伐採・造林届出書の提出先▼

南城市産業振興課

TEL：098-917-5356

FAX：098-917-5413